

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B郡所在のC会社に雇用され、建設現場において作業に従事していたところ、昭和〇年〇月〇日、トラクターショベルが転倒したことにより、トラクターショベルのバケットアッパーアームの下敷きになり受傷した（以下「本件災害」という。）。

被災者は、同日、D病院に受診し「右上腕骨骨折、右上肢神経麻痺、右大腿骨折、尿道外傷、骨盤骨折」と診断され、加療した結果、昭和〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

被災者は、治ゆ後、残存する障害について、監督署長から労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第6級と認定され、障害補償年金を受給していたところ、平成〇年〇月〇日、E病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因として「肺炎」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「慢性腎不全」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者は、昭和〇年〇月〇日の本件災害により負傷し、加療の結果、昭和〇年〇月〇日に治癒となり、治癒後の残存障害について障害等級第6級と決定され、障害補償年金を受給していたところ、平成〇年〇月〇日に肺炎により死亡した。

また、被災者は、昭和〇年の本件災害による負傷の治療のため腹部外傷開腹術を行われた際の輸血によってC型肝炎を発症しており、監督署長は、当該傷病についても業務上の疾病と判断していることが認められる。

(2) 請求人は、被災者の死亡は本件災害等による傷病と関係がある旨主張しているところ、「判断の要件」に説示するとおり、業務上と認められるためには傷病と死亡原因との間に相当因果関係が必要であるとされているので、本件災害による負傷及び被災者に発症したC型肝炎と被災者の直接死因である肺炎との関係について以下検討する。

ア まず、本件災害による負傷と肺炎との関係についてみると、被災者は、D病院に受診し、「右上腕骨骨折、右上肢神経麻痺、右大腿骨折、尿道外傷、

骨盤骨折」と診断され、加療の結果、昭和〇年〇月〇日に治ゆとなったものであるが、当審査会としても、医学経験則上、これらの傷病が肺炎に直接影響を与えたとは到底考えられないものと判断する。

イ 次に、C型肝炎と肺炎との関係についてみると、以下のとおりである。

医証をみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「死亡原因としては、低アルブミン血症における肺うっ血による肺感染と出血に伴う血圧低下による透析不良が考えられる。本件災害との因果関係については不明である。」と述べている。G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「死亡前の検査結果では、アルブミン値は低値が続いているが、一般肝機能検査、出血傾向における検査はほぼ正常値であり、重度の肝硬変症とは考え難い。慢性腎不全については、平成〇年〇月頃から血圧低下のため十分な除水が不可能となり、透析は限界に来ていたと考えられる。H医師は、同年〇月〇日に被災者の排便内に出血があり、その後のCEA（腫瘍マーカー）検査の結果から大腸がんを疑っていたと考えられる。同年の〇月から〇月までの間において、CEAについて高値が持続している状況から、腫瘍の存在が強く疑われ、直接の死因は腫瘍による人工肛門からの出血であると考えられる。肺炎とC型肝炎との因果関係については、重度の肝硬変の状態にはなく、死因である肺炎との因果関係は乏しいと考える。」と述べている。

当審査会としても、被災者の病状の推移及び医証に鑑みると、決定書理由第2の2の（2）のイに説示するとおり、G医師の所見は妥当であると思料するものであり、C型肝炎と死亡原因である肺炎との間には医学的相当因果関係は認められないと判断する。

（3）以上のことから、被災者の死亡と本件災害による傷病（C型肝炎を含む。）との間には相当因果関係が認められないことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

（4）なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。